

岩美町福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、岩美町補助金等交付規則（平成11年3月24日岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）及び鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

(交付目的)

第3条 本補助金は、建築主等（国、地方公共団体その他これらに準ずる者を除く。以下同じ。）が町内の特定建築物のバリアフリー化を促進し、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利便性及び安全性の向上を図り、もって本町における福祉のまちづくりを推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 町は、前条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる施設について、建築物移動等円滑化基準（条例第16条から第23条までに定めるものを含む。以下「基準」という。）に適合する整備その他バリアフリー化に資する整備（以下「補助事業」という。）を行う建築主等に対し、当該補助事業に要する経費（工事請負費、委託料その他町長が適当と認めるものに限る。以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 特定建築物（次に掲げるものを除く。）の別表1の第1欄に

掲げる施設（第2号及び第3号に該当するものを除く。）

ア 次に掲げる用途の建築物に係る建築（用途の変更をして当該用途にすることを含む。）

（ア）医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所

（イ）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する障害児入所施設

（ウ）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設

（エ）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設

（オ）老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

（カ）介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設

イ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅

ウ 法第14条第1項の規定の適用を受ける特別特定建築物（条例第13条各号に掲げるもの及び政令第9条に規定する規模未滿のものを除く。）。ただし、当該特別特定建築物において、垂直移動が1層分以内のエレベーターを設置する場合を除く。

（2） 次に掲げる特定建築物の別表2の1及び2の項の第1欄に掲げる施設

ア 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

イ 集会場又は公会堂

ウ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

エ ホテル又は旅館

オ 博物館、美術館又は図書館

カ 飲食店

（3） 特別特定建築物（第1号のアからウに掲げるものを除く。）の別表2の3から9の項の第1欄に掲げる施設（一般公共の用に供されるものに限る。）

2 本補助金の額は、補助対象経費の額（別表1及び別表2の第1欄に定める区分毎に、第2欄に定める額を控除した額とし、第3

欄に定める額を限度とする。)に2分の1(特別特定建築物(別表1の2、3(新築建築物に限る。)、4、5、7及び9(新築建築物に限る。))の項の第1欄に掲げる施設を除く。)については4分の3を乗じて得た割合)を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨てるものとする。)以下とする。

- 3 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、町内又は県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請をしようとする者は、規則第5条の申請書には、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 岩美町福祉のまちづくり推進事業計画書(様式第1号)
- (2) 岩美町福祉のまちづくり推進事業収支予算書(様式第2号)
- (3) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物)
- (4) 配置図(縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置)
- (5) 各階平面図(縮尺、方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置及び寸法)及び求積図
- (6) 整備を行う部分の詳細図
- (7) 当該補助事業実施に係る費用の見積書の写し
- (8) 建築物移動等円滑化基準チェックリスト
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、補助対象経費に係る仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる額と仕入控除税額を含む補助対象経費の額(別表1及び別表2の第3欄に定める額を限度とする。)に補助率を乗じて得た額の合計額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、町長がその財源に充当する国及び県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 町長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、補助事業に係る仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届）

第7条 規則第12条による届出書には、補助対象事業に係る請負契約書の写しを添付しなければならない。

（変更等の承認）

第8条 規則第10条第1項の町長の定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 補助対象経費の20パーセントを超える減
- (3) 補助事業の実施場所の変更
- (4) 設備の機能に影響を及ぼすと認められる構造の変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、様式第1号及び様式第2号を添付し、補助事業完了後30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る請負契約書の写し（当該契約に変更があった場合に限る。）
- (2) 補助対象事業の成果を示す資料等（工事写真、図面等）
- (3) 補助対象事業の実施に要した経費に係る請求書又は領収書の写し
- (4) 建築物移動等円滑化基準チェックリスト
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、本補助金の対象となる

経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

（その他）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。